

植民地消滅過程における国際連合の役割

清 水 良 三

はしがき

- 一 非植民地化についての二つの立場
- 二 信託統治領土の地位変更
- 三 太平洋に残存する信託統治領土
- 四 信託統治理事会の機能
- 五 行政厳格分離と独立時期決定への要求
- 六 南西アフリカの地位
- 七 情報委員会
- 八 ポルトガルの非協力
- 九 西イーリアンの場合
- 十 反植民地主義の複雑性と問題点

はしがき

この小論は国際連合という大規模な複合体の中に夫々の歴史的背景から非常に異なった立場を保持しつつ加盟している諸国が、植民地あるいは非自治地域にかんしてどういう方針で対処しているかについて、それを国連の諸機関の機能との関連においてとらまえようとしたものである。大小様々な多数の独立国家が綺羅星の如く並列し、夫々が主権国家としての充分な自治能力を有し、憲章上の義務遂行の能力を保持する世界が理想像としてえがかれて、植民地も非自治地域も消滅の運命にあるという仮定の下に、国連がはたしている役割を検討する。この理想や仮定は必ずしも現実とはなっていないが、それに向って進行していることは確かである。この拙論は其の方向への進行過程に横たわる障害を認識するのに多少の役割を果すであろう。

一 非植民地化についての二つの立場

植民地消滅過程における国際連合の果した役割は大体において間接的なものであった。一九四五年から一九六九年の秋までに国際連合に加入を認められた国は七五国あるが、このうち其の独立の達成に国際連合が役割を果した国は、アルジェリア、キプロス、インドネシア、モロッコ、チュニジアおよびアフリカの信託統治地域である。国際連合総会はまた、リビアおよびソマリランドの旧イタリア植民地が総会の決定した期限内に独立を達成すべきことを決議したし、また旧委任統治領であったパレスチインにかんして勧告をしている。だが其の他の諸国の独立達成にかんしては国際連合の果した役割は間接的なものであった。

旧植民地が独立を達成するに際して植民地を保有した諸国は、土着の指導者への権力の移譲はそれによつて其の國の物質的な生活水準が重大な損失をこうむることもないし、或いはまた無法状態や暴政の出現があり得ないことが確実になるまでは、国際的な利益にはならないと主張した。だが、反植民地主義者は良い統治というものが仮りにあってもそれは自治の代替物にはなり得ないと主張した。だが、独立を達成した国の指導者が有能であつて従来通り、或いはそれ以上の生活水準を実現出来るにしろ出来ないにしろ、指導者の未経験や指導者同志の対立によつて世界の平和が脅威を受けるならば、国際連合は無関心ではいられないのである。（憲章第三十四条）

一般的な経済的、社会的開発を促進するために国際連合とその専門諸機関は種々の取極をしているけれども、こういう取極から植民地領土は多少の利益を得ている。国際連合は旧来のイタリア植民地（リビアとソマリランド）への特別援助計画をつくつたし、また、ベルギー領コンゴに対しても、それが独立した後、特別援助計画を作成している。植民地領土を統治している諸国は経済的・社会的開発のための国連計画に必要な基金の半分以上を担当しているのである。

植民地諸領土に国際的な信託統治制度を施行するにあたって国際連合憲章は、責任分担の方法を採用している。統治は施政権者 “autorité chargée de l'administration” によって行なわれるが、その施政権者は各信託統治領ごとに別々の協定で指名される。国際連合の監督は総会および信託統治理事会を通じて行なわれる（但し、戦略地区にかんする国連の任務は安全保障理事会が行なう一八十二条一項）。施政権者は一国であることもあるし、数ヶ国であることもありますし、あるいは国際連合自身である場合もある（八十）。但し、実際においては国連自身が施政を担当することもあるし、諸国が信託統治制度のもとで施政の責任を負っている。施政権者として指名された国は施政事項について完全な権限を持つものと考えられている。憲章は国際連合が監督機能をはたすにあたっての色々な方法を規定している。憲章第七十七条は信託統治制度の下におかれる地域として次の三種類をあげている。1、現に委任統治下にある地域 2、第二次世界戦争の結果として敵国から分離される地域、3、施政について責任を負う国によって自発的にこの制度の下における地域。さて、このうちの(1)と(2)にあたる領域で其の地位に変更のあつたものを挙げれば次の通りである。

イ、領土名

ロ、施政国名

ハ、現在の地位

a カメルーン

フランス

独立、一九六〇年にカメルーン共和国として国連加盟

b カメルーン

イギリス

一部はナイジエリアと結合して一九六〇年に国連に加盟、一部はカメルーン共和国（仮領であったもの）と合体して一九六〇年に国連加盟

c ナウル

オーストラリア、ニュージーランド、英國を代表してオーストラリア

オーストラリア
独立、一九六八年に独立
「戦略的」信託統治地域

d ニューギニア

オーストラリア

独立、ベルギー

e ルアンダ・ウルンディ

イタリー

独立、ルアンダおよびブルンディの一国として一九六一年に国連に加盟

f ソマリランド

イタリー

独立、ルアンダおよびブルンディの二国として一九六一年に国連に加盟、英國の保護領であったソマリランドと結合してソマリア共和国を結成一九六〇年に国連加盟

g タンガニーカ

英國

独立、一九六一年に国連加盟（現在のタンザニア）

h トーゴーランド

フランス

独立、一九六〇年にトーゴー共和国として国連加盟

j 西サモア

ニュージーランド

ゴールドコーストと合体して、ガーナ共和国結成、一九五七年国連加盟一九六二年に独立

三 太平洋に残存する信託統治領土

西サモアおよびアフリカのすべての旧委任統治地域は、単独で、或いは近隣の領土と合体して独立を達成しており、いぜんとして信託統治制度の下におかれている領域は太平洋地区にあるだけである。ニューギニアは五百以上の人口を有する大きな領土であるが、いぜんとして開発のおくれている地域である。施政権国をアメリカ合衆国としての信託統治制度の下におかれている太平洋諸島の数は二千以上であるが、そのうち人の住んでいるのは僅かに九十七島でありこれらの諸島が大体三〇〇万平方マイルの海域に散在している。人口は一九六九年において九万一千

人であった。ナウル島は小さな孤立した島であって、面積は八平方マイル、そのうち耕作に適しているのは僅かに一平方マイルであり、人口は六千一百（一九六六）である。島の経済を維持しているのは燐酸塩の鉱床である。（この小島は一九六八年、共和国となつた）。

施政権者は信託統治領の全部または一部を“戦略地図 zones stratégiques”に指定することが出来る。憲章八十二条のこの規定は、アメリカ合衆国の誘導によつて憲章に含まれることになったのであって、これによつて利益を得ているのはアメリカ合衆国だけである。信託統治協定によつて合衆国は、他の信託統治領の施政権者に与えられたよりも僅かに大きな権限を、其の信託統治領の安全保障問題にかんして与えられている。アメリカ合衆国は施政権者となつてゐる信託統治地域に対する国際連合の監督権を安全保障上の理由から制限することが出来るのである。

四 信託統治理事会の機能

信託統治理事会は信託統治地域の状況について毎年報告書を受ける。これらの報告が理事会において検討される時には植民地保有国は大体において検討される内容について寛大であり、審査対象となつてゐる地域においてその年度になされた進歩の度合がどのようなものであろうと相互に賞めあって別れる傾向がある。反植民地主義国家は当然のことながら審査にあたつてもつと批判的であり、かつ探求的であつた。彼らはその地域における行政措置の不足、経済的、社会的進歩の欠如に注意を促したのである。それでもなお、理事会における討議状況は大体において調和的

なものであつて、それが此の理事会の性格である。憲章は信託統治理事会による二つの監査方法を認めている。第一の方法は定期的に訪問使節団を信託統治地域に派遣する方法である。この訪問使節団は通常、植民地保有国と反植民地主義国家の夫々から平等に派遣される合計四人と事務局から派遣される一専門員から成つてゐる。こうして諸代表が実際に信託統治地域を訪問し、その人民とじかに接触し、色々な問題を直接見聞したことによつて、国際連合は多くのものを得て來た。反植民地主義国家から派遣された訪問使節団員はこの訪問によつて植民地問題についてのまつたく新鮮な印象を得ることが出来た。また、施政権国は、担当信託統治地域の不満が国際連合の注意を惹く前に、当該地域の不満を発見し、そういう不満をなくすために絶えず気をくばつていなければならなかつた。国際連合使節団の勧告が現状に対して適當でなく、其後の状況や経験にてらして修正を要することも時々あつた。憲章に規定されている信託統治地域のもう一つの監査方法は請願の受理と其の審査である。⁽¹⁾ 一年間に受けられる請願の数は数百に達し、請願以外の色々な通信の数は数千に達する。これらの請願や通信を満足に処理することは必ずしも容易なことではない。なぜなら、多くの請願者については殆んど何も知られていないからである。請願の中に国際連合がそれについて何もすることが出来ないような問題に關するものがいくつかあつた。個人の婚姻関係や金銭問題などがそれである。また、たとえば、或る地域の首領あるいは役人が人民を脅迫しているというように非常に漠然とした言葉で表現されている請願もある。また、以前に処理された請願とほとんど同じような、或いは全く同じ言葉で非難を繰返している請願もある。また、請願の中には何が書いてあるのか分らないような請願もあり、匿名のものもあり、また返信を送るべき住所の書いてないものもあつた。だが、すべての請願は注意ぶかく審査される。請願の内容がくだら

ないものであつたり、あるいは国際連合の権限外の問題であつたりする場合は、信託統治理事会はただ其の請願に対して注意を払うにとどめたり、あるいは結論に到達することが出来ない旨を述べたり、あるいはまた、更にそれ以上の情報を要求したりする。だが、大部分の場合において信託統治理事会は施政権者の見解に注意を払うよう請願者に求めたり、あるいは請願者に対して、事態改善の様式を提案したり、あるいは其の他の行動様式を提案することが出来るのである。また理事会が施政権者に対して改善のための方策をとるよう勧請 *invite* した場合がいくつかあつた。

五 行政厳格分離と独立時期決定への要求

信託統治理事会は経済社会理事会と同様に総会の権限下において活動する。そのため、時には総会が政治的な熱情から技術的な専門知識を無視してしまって、信託統治理事会の結論と意見が一致しないことがあつた。だが技術的な問題については信託統治理事会は大体において総会よりも把握力がすぐれている。信託統治制度によつて要求される国際的な監察がきびしければ、これらの信託統治領は、信託統治制度を適用されない属領よりも、はやく独立を達成出来るであらうと思われた。便宜上施政権者は多くの場合近隣の領土といつしょに信託統治領を治めていたが、反植民地主義の立場をとる諸国は、独立が達成されるまでは信託統治領は他の領土とはつきりと区別された取扱いがされなければならない。そして其のためにあらゆる手段が講ぜられなければならないと主張している。⁽²⁾ このことに関して信託統治理事会は行政上の統合は厳に行政的な性格のもののみに限られるべきであつて、信託統治領が別箇の実体と

して別箇の発展をして行くことを妨げられるべきではないという見解を表明した。

行政厳格分離についてこういう主張が生んだ一つの結果は、経済的な立場からみるとともかく近隣領土と連邦関係に入るかあるいは完全な結合関係に入った方が住民の利益になつたであらうような場合においても、いくつかの領土は別箇の実体として独立の地位を獲得した事であつた。カメリーン共和国とトーゴー共和国は以前はフランスの行政下にあつたのであるが、別箇の国家として独立を達成した。英國の行政下にあつたカメリーン地域においては国際連合の監督下に人民投票が行なわれたが、其の結果、北部は別箇の一地方としてナイジエリアに統合し、南部はカメリーン共和国と合体した。以前はベルギーの行政下にあつたルアンダ・ウルンディの場合、一九六一年にルアンダとブルンディという二つの国家として独立を達成している。

反植民地主義運動がとつた一つの型態は、従属領土の独立達成あるいは自治の実現のための時間制限あるいは目標期日が決められるべきであるという主張であった。こういう傾向への刺戟となつたものが、一九四九年度の国連総会のソマリランドについての決定であった。この時、国連総会はイタリーの信託統治下にあつたソマリランドが一九六〇年の末までに独立を達成すべきことを決めたのである。ソマリランドは比較的開発のおくれた国であった。それ故、もしもソマリランドのような国が十年間で独立を達成出来るのならば、もっと開発の進んだ領土の独立により以上的时间がかかるのは何故かという疑問がおきたのは自然であろう。一九五五年に信託統治理事会は訪問使節団によるルアンダ・ウルンディならびにタンガニーカについての報告を検討した。多数投票の結果として使節団は、ルアンダ・ウルンディは一〇年から一五年のうちに自治を実現出来ること、そしてタンガニーカの場合には「もっと遙かに

はやく」自治を実現出来る旨を報告したのであった。ベルギーとイギリスは独立達成のための期限を確定しようとする試みには反対した。特に英國は本当の自治のための缺くことの出来ない要件がタンガニーカに何時存在するようになるか予測することは不可能であり、使節団が提示した期限は、その人民の開発能力にかんする間違えた仮定を基礎としていると述べた。結局タンガニーカは一九六一年に独立を達成し、ルアンダ・ウルンディはルアンダおよびブルンディの一国として一九六一年に独立を達成している。

六 南西アフリカの地位

以前、国際連盟の委任統治制度のもとにおかれていたすべての領土は、南西アフリカを例外として独立国家となるかあるいは国連の信託統治制度の下におかれている。南西アフリカは第一次世界大戦後ドイツから切離された地域であり、そして南アフリカに委任統治がまかされたのである。⁽³⁾ 一九四六年に南アフリカ政府は南西アフリカ領の住民の大多数が南アフリカとの合体を望んでいると述べた。だが国連総会はこの合体に賛成しようとはしなかつたのである。それ以来、この領土の地位は紛争の種になつていて、今日では南西アフリカは其の意図から言っても目的から言つても、あたかも南アフリカの不可欠の一部であるが如くに統治されている。南アフリカ政府は南西アフリカを信託統治制度の下におく法的な義務はないと主張している。他方、総会は信託統治領を管理すべき国際的責任の原則を確立しようと希望しているのである。総会は南西アフリカがいぜんとして国際的地位を持ち続けており、信託統治制度

の下におかれるべきであると主張して来ている。総会は非難決議の採択や、調査や交渉のための補助機関の設置によつて南アフリカに圧力を加えようとしている。この問題の法律面についての解釈は色々に別れて来ているけれども、南アフリカの人種差別およびアパルトヘイト（分離開発）政策を非難する点においては総会の感覚は実質上ほとんど全会一致である。⁽⁴⁾

国際司法裁判所は総会からの要請に応じて一九五〇年に全会一致で、憲章は南西アフリカを信託統治制度の下におくことを南アフリカ政府に対して法律的に義務づけてはいいけれども、南西アフリカ領はいぜんとして一九二〇年に南アフリカ政府が引受けた時と同様に国際的な委任統治制度の下にあり、南アフリカ政府は国際連盟規約の下での国際的な義務を負っているという勧告をしている。総会はこの勧告を自己の立場の弁護であるとみなし、数多くの特別規則を採択して南西アフリカ領に対する監督権を行使しようとしているのである。一九六〇年に国際連合に加盟している二つのアフリカ国家、エチオピアとリベリアが国際司法裁判所において南アフリカを相手どつて訴訟をおこした。一九六一年に国際司法裁判所は八対七票という僅少の差で裁判所がこの問題について管轄権を持つて訴訟をおこしている。⁽⁵⁾ 一九六一年に総会は「独立および国家主権に対する南西アフリカ人民の不可譲な権利についての厳肅な宣言」を再確認した。そして、さらにもう一度南アフリカが国連決議に従うことを拒否していることを非難した。国連事務総長は南西アフリカ領に国連の技術援助代表を駐劄させ、「南西アフリカ内に国際連合が効果的に存在し得ることを確保するために、あらゆる必要な措置をとるよう」求められたのである。

国際連合憲章の中には信託統治制度についての諸規定に加えて「その人民がまだ完全には自治を行うに至っていない地域の施政を行う責任を有し、又は引き受ける」国際連合加盟国による特別宣言が含まれている。この宣言は明瞭に二つの原則を基礎としている。第一の原則は非自治領の住民の利益は至上のものであるところと、第二の原則は「世界の他の地域の利益と福祉に正当な考慮をはらった一般的な善隣原則」である。非自治地域を施政する加盟国は国連事務総長に或る種の情報を提供することを約束している。憲章のこの部分は過去において論争をひきおこしているので、ここに其の全文を引用する。

(信託統治地域を除くほか、これらの) 加盟国がそれぞれ責任を負う地域における経済的、社会的及び教育的状態に関する専門的性質の統計その他の資料を、安全保障及び憲法上の考慮から必要な制限に従うことを条件として、情報用として事務総長に定期的に送付する」と。^(七三条)

事務総長に非自治地域にかんする専門的性質の情報を提供する意図についての宣言は、それだけではそれほど大きな影響はないようと思われる。だが、問題になるのはそれ以後であって、事務総長と彼の属僚は提供された情報を利用すべきのかどうかについて早いうちに決定しなければならなくなる。植民地問題が将来どういう傾向を持つかについて、国連の職員が明瞭な概念を持っていることについては疑いがない。そして国連の職員たちは嫌でも応でも非植

民地化の過程にまきこまれるであろうところとを実感した。それに彼ら職員たちは、此の問題についての国際連合の介入は知識のみでなく情感を基礎にする」とは当然であつて、こういう介入が一般的利益に合致するであろうと信じたのである。それに、情報の提供にかんする憲章の此の宣言は此の情報を検討するために総会に一委員会を設ける基礎を与えることになった。この機関の正式の名称は「非自治地域からの情報に関する委員会」というのであるが、この名称は通常、「情報委員会」と略称されている。(the Committee on Information from Non-Self-Governing Territories ; Committee on Information) は委員会の設立と作業にかんしては多くの議論が行なわれて來ている。次にあげる諸問題が特に討議の対象となつた。

(1) 憲章の範囲内にある問題もしくは事項を討議し得る総会の権利は、「情報目的のため」*à titre d'information*、事務総長に提出された非自治地域にかんする統計や他の専門的な性質の情報を検討する権限を総会に与えるものであらうか。

(2) 総会が施政権者に政治的または憲法的性質を有する情報の提供を求めるときは、その権限を越えることになるか安全保障および憲法上の考慮からの情報提供の差止めを何時行なうかを決定する専属的な責任を施政権者は持つてゐるのであらうか

(3) 総会は提供された情報にもとづいて、非自治地域全般の或いはある特定の領土の状態にかんして勧告をする権利を持っているであらうか。そして、施政権者は斯様な勧告を受け、かつ実行する義務があるであらうか

(4) 或る特定の領土の人民が完全に自治を行なうに至つては、或いは至つてないかを決定するためにはどう

いう基準が用いられるべきか。そしてこのようないきは、施政権者によつて為されるべきなのかの機関によつて為されるべきなのか

これらはいずれも法律的な問題であるけれども、其の背後で、本質的には政治的な闘争が行なわれて來ているのである。反植民地的な立場に立つ加盟国は信託統治制度の下におかれていなかつたの植民地に対する何らかの型態の国際的な監察制度を樹立することを希望した。こういう圧力に対する植民地肯定諸国側の回答は動搖していた。オーストラリア、英國、オランダ、ニュージーランドおよびアメリカ合衆国は、決して熱心ではなかつたけれども、形式的に情報委員会と協力した。デンマークもまた協力したけれども、グリーンランドは完全な自治地域ではなかつた。ベルギーは当初は協力したけれども、其の後、委員会の作業に参加することを拒絶するよになつた。フランスは最初、十六の領土についての情報を提供したけれども、其の後これらの領土に与えられた自治的措置の結果、これらの領土は憲章七三条e項の範囲外に立つに至つたという見解を採用した。英仏の共同管理地域であるニュー・ヘブリディスだけが例外とされた。スペインはいくつかの領土についての情報を提供している。ポルトガルは貫して協力を拒否して來ている。⁽⁶⁾

施政権者は情報の提供にかんする憲章の義務を厳格に解釈して、それ以上のことをやることには消極的であった。そして、概して母国こそ或る領土が完全な自治を実現するに至つてゐるかどうかを決定するのに一番具合の良い立場にあるのであり、そして其故に、情報提供の義務があるかどうかを決定するのに一番都合の良い立場にあるのだとう見解をとつて來たのである。こういう態度は情報の提供を差控えたいという希望から生じて來たといつても、情報

報の提供が総会に対して此の問題についての何らかの監察権行使の権限を付与するものだと解釈されはしないかといふ恐れから生じて來たものであつた。ひとたび情報が提供されると、その情報について討議される可能性がある。そしてひとたび討議されると、それは勧告を生みだす可能性がある。他方、多くの反植民地国家は或る特定の領土が完全な自治を実現しているかどうかを、そして其故に国際的な監察の範囲外にあるかどうかを決定出来るのは総会だけであるということを屢々主張したのであつた。かくて、情報委員会の作業が何か非現実的な雰囲気の中でおこなわれるを得なくなつたのは自然であった。この委員会は政治的、憲法的性質を有する情報を殆んど受けなかつた。ところが反植民地国家が本当に関心を持つてゐるのはこの種の情報なのである。それはそれとして、委員会は提供された情報を検討するために最善をつくして來ている。そして施政権者に氣に入られるような形で意見をまとめる傾向があるのである。

非植民地化の運動が次第に勢を得て來るにつれて、植民地構造の核心に注意が向けられるようになつたのは必然である。しかもこれらの核心的事項にかんしては、土着の指導者たちと雖も外部の援助なしには自由を獲得する希望を殆んど持つことは出来なかつたのである。アジアやアフリカの新興諸国は、植民地国家の傲慢な態度の表現を我慢することは出来ない。国際連合内におけるアジア・アフリカ諸国にとっての問題は穩健な意見を疎隔してしまふような極論に走ることなく、反植民地的な圧力を維持することである。非自治地域にかんする情報を検討する特別委員会を設置することに賛成する意見の一つは、植民地問題は政治的な気分に支配される総会におけるよりも小さな専門的委員会における方がより建設的な討議が出来るであらうという意見であった。だが、一九六〇年以来情報委員会の仕事

は、総会や新らしい補助機関の活動によつて其の影をうすくされてしまった。一九六〇年十二月に総会は情報委員会を廃止し植民地国家と人民に独立を付与する宣言の実現を検証するための二十四国特別委員会に其の機能を移行させることを決定した。一九六〇年十二月十四日に総会が採択した此の宣言は、その殆んどがまつたく異議をさしさむ余地のない感覚を表明したものであった。従つてこの宣言に反対する票は一票も投ぜられなかつた。だが、準備が不充分であるということが独立延期の言訳として用いられてはならないという節が何らの条件もつけずに插入せられた結果、主要な植民地保有国は投票にあたつて棄権することになつた。それから一年後、総会は一九六一年末までに植民地主義の解消を確実ならしめるために、トロイカ方式による委員会を設置すべしとするソ連の提案をしりぞけ、一九六〇年十二月十四日宣言の実現を検証するための特別委員会を設置したのであつた。この特別委員会（The Special Committee of Twenty-Four）は一九六一年に、アフリカの諸領土ならびに英領ギアナに優先的な考慮を払うべき」とを決めたのであつた。

委員会は請願者の意見をきき、また文書による請願を受けることも決めた。この委員会は一九六一年中に百回以上の会合を行なつた。そのうちの十八回はアフリカにおいて行なわれてゐる。そして此の委員会は総会に対して部厚い報告書を提出したのであるが、その中には、此の委員会が考察した十二の領土における状態の検討と共に詳細な勧告が含まれていたのである。総会はこの報告をもととして、植民地領土の施政を行なつてゐる諸国に対し「今後あらゆる軍事行動ならびに抑圧的な措置」をやめるよう求めると共に、植民地領土と人民が独立的な地位を獲得出来るようにするためには直ちに措置がとられるよう要求したのであつた。だが総会は独立達成の期限を定める提案を採択することを決めたのであつた。

とは出来なかつた。総会はアフリカの十七の領土における状況にかんする特殊な性格を持つ決議を採択した。ローデシアにかんして総会はウ・タント事務総長に対し、英國政府との即時討議開始を率先することによつて南ローデシア人民内の色々な派閥間の和解を促進するために居中調停の労をとるよう求めたのであつた。だが総会は植民地主義にかんする特別委員会⁽⁷⁾から勧告を受けていた北ローデシアにかんする決議草案の採択はしなかつた。総会は特別委員会が其の作業をつけ、國際の平和と安全をおびやかすような植民地領土内のかなる事態の発展にかんしても安全保障理事会に報告するよう求めたのであつた。⁽⁸⁾

八 ポルトガルの非協力

国連の諸機関はまたポルトガル領の海外領土にかんする圧力を強化した。ポルトガル政府は海外領土を本国ポルトガルの不可欠の一部であると看做している。そして其故に海外領土にかんする情報を事務総長に提供することを拒否して來ている。一九六〇年に総会は情報の提供がなされるべき領土として、ポルトガルの領土を名指したのであつた。そして情報委員会の作業にポルトガルが参加するよう招請した。

一九六一年から一九六二年にかけて安全保障理事会と総会は共にポルトガルに対して、アンゴラにおける抑圧的な措置をやめるよう求めた。総会はポルトガルが情報委員会の作業に参加を拒絶していることにかんしポルトガルを非難すると共に、海外諸領土の人民に権力を委譲するよう求めたのであつた。一九六二年に総会は安全保障理事会に対

し、アンゴラの場合における制裁をも含めて、ポルトガルによる其の義務の応諾を確保するために「適当な措置」“appropriate measures”をとるよう要求した。植民地主義にかんする特別委員会はポルトガルの海外領土に特に優先的考慮をはらうよう求められたのである。未だ独立を達成していない領土にかんする総会および其の補助機関の最近の行動は、結局、信託統治制度における監督の方法を、未だ信託統治制度の下におかれていの諸領土にも適用しようという試みのあらわれである。反植民地的な立場をとる大部分の国家は、この試みに沿つた事態の発展についても賛成であった。だが最近に至るまで総会においては、斯様な性格の重要な決定を得るために必要な三分の一の多数決が得られなかつた。植民地保有諸国は植民地領土の行政に国際連合が介入することを憲章違反であると看做している。そしていくつかの植民地保有国は総会の行動に超然たる無関心の態度をとろうとして来ているのである。だが、南西アフリカやポルトガル領海外諸領土にかんする経験が示していることは、施政国によるボイコットや或いは非協力は反植民地感情をすこしも緩和しないということである。

九 西イーリアンの場合

植民地領土にかんする何か困難な問題が起ると国際連合の通常の手続が使用される。世界平和についての全般的な責任を持つてゐるのは総会と安全保理障害会の両者である。政策作成機関によつて特定の機能は事務総長に委託される。法律問題は国際司法裁判所に提訴される。最近の一例によれば、インドネシアとオランダとの間の長期にわた

る主権論争の後で国連事務総長は、旧来の植民地領土の行政にかんする一時的ではあるが重要な責任を与えられたのである。西イーリアンはアジアにおけるオランダ帝国の一部であった。一九四九年にインドネシアが独立を達成した時、西イーリアン（西ニューギニア）の将来の地位はオランダとインドネシアとの間の交渉で決められることが定められた。この問題についての交渉は行なわれたけれども成功しなかつた。そのためインドネシアは問題を総会に持ち込んだ。一九五四年においても、一九五六六年から五七年にかけてもさらずに一九五七年度のもう一度の機会においても、総会はこの問題についての決議を一つも採択しなかつた。一九五五年度においては総会は両当事者間の直接交渉が成果を生むであろうという希望を表明した。西イーリアンをインドネシアに統合する決議案にかんしてインドネシアは総会において三分の二の賛成票を集めることができなかつたが、其の原因の一部はこのような統合が現地の住民たちによつて希望されているという証拠が提出されなかつたことであつた。外部世界から見て判断し得る限りにおいては西イーリアンの人民はオランダの政権に不満足ではなかつた。独立を要求する民族主義的な運動は存在しなかつた。一九六一年にオランダは総会に対して西イーリアンの人民が国連監視下の人民投票を通じて自決権行使すべしとの提案を行なつたが、支持者をほとんど得ることが出来なかつたのである。総会は「非自治地域の最終的な運命に影響するいかなる解決も、国際連合憲章に合致する自決の原則をもとしなければならない」という提案を採択することが出来なかつたのである。インドネシアとオランダとの間の溝をうずめようとする努力は、ウ・タントやアメリカ合衆国のエルズワースバンカー大使によつて為された。こういう第三者の援助は一九六一年に実を結び、西ニューギニア（西イーリアン）の行政権が国連事務総長の管轄下の暫定的執行機関にオランダから即時委譲されることについては

協定が実現した。そして後日に至って行政権は国際連合からインドネシアに移管された筈となつた。さらに間隔をおいて、一九六九年の終り以前において此の領土の人民は、インドネシアとの結合関係を維持することを希望するのか、或いは断ち切ることを希望するのかいずれかを決定する機会をば与えられることになつた。⁽⁹⁾ この自決手続の取極にかんし、国連代表は勧告し結果は国連総会に報告された。

十 反植民地主義の複雑性

植民地問題にかんする国際連合の作業の多くは植民地保有国側と反植民地主義国側の両者の議論が、其の重要な点においては極端な形で表現されて来たために、其の進行を妨げられた。もしも反植民地主義国側の批判がもっと幅広い観点から為されたならば、植民地保有国側はもつと寛大な態度で彼らの植民地統治に対する批判を容認したであろうことは確かである。いくつかの植民地領土は上手に統治されて來たのであり。いくつかの主権国家は其の統治の仕方を間違えていたことは確かであらう。だが、地域地域によつて異なる植民地統治の実体を比較検討せよという諸提案は反植民地主義諸国の国連代表によつて反対されたのである。反植民地主義は第二次世界大戦以来の重要な政治感覚であり、ますます支配的になつて来ている感覺であった。アジア・アフリカグループの国家は、植民地主義に対して寛大であるという非難にさらされることを欲していない。屢々見られる現象であるが極論を吐くものが基調をつくる傾向があつた。

アジアやアフリカの過激な反植民地諸国が帝国主義の性質にかんする相当進歩した理論を持つ共産主義諸国とその勢力をあわせるようになつて來ると、植民地保有国側の対応策は複雑かつ困難なものになつて來た。

自尊心のある民族の指導者なら誰でも、自分たち自身の問題を自分たち自身で処理したいと思うのは当然である。そして此の圧倒的な希望に応じられない植民地擁護理論、あるいは植民地正当化の議論は何の役にもたたない。反植民地主義が時々極端な形をとるからといって、そのことによつて反植民地主義理論の中の有効な面までぼかされてしまうようなことがあってはならない。また、植民地主義が時々反動的な言葉で弁護されているからといって、そのことが植民地保有国家によつてなされた合法的な行為の意味を曖昧化してしまいうなことがあってはならない。植民地主義を公然と非難する国の中には基本的人権尊重の觀念を甚だしくかいている国がいくつもある。ベルギー政府は従属地域にかんする憲章の諸規定はこれまでのところ余りにもせまく解釈されて來ているという見解を抱いている。このベルギー政府の見解によれば「人民がまだ完全には自治を行なうに至つていない地域」という言葉は、そういう非自治人民が植民地に暮していようが或いは主権国家内に暮していようが、すべての非自治人民に適用せられるべきである。国際連合は古典的な型の植民地主義とその地位・重要性において劣等な諸国の場合を差別扱いすることによつて、責任逃れをして來ているというのが其の見解である。厳格に法律的な見地から行けば、ベルギー政府の主張の中には支持に値するものがすくなからずある。あらゆる政府は其のが彼らの利益に合致する時には法律的議論を使用し、合致しない時にはそのような議論を無視しがちである。古典的な型態の植民地問題にかんする国連の行動に適当な方法は、少数民族の保護や或いは主権国家内の差別扱いの防止に関する国連の行動には不適当であるということは

本当であろう。この後者の型態の諸問題に対して国際連合がはらう熱意と努力が、植民地主義の抹殺に向つての国連活動に伴つた熱意や努力よりもすくないとすればそれは大変不幸なことである。

國際連合は結局、いくつかの小さな従属諸領土に其の注意を向けなければならないであろう。それは地味ではあるが、避けることの出来ない重要な問題なのである。これらの小さな領土の中には人口が拾万にも満たないような小さな島々や孤立した領土が約二〇もあるのであって、これらの諸領土にももつと大きな人口豊富な諸領土と同じように独立の地位が与えられるべしとする議論は、反植民地主義的な立場からは当然支持されるのであるが、しかもその議論はこれらの諸領土がかりに独立を達成したとして其の中のいくつが実際に主権的な機能を果し得るかという質問に對しては、未だ解答の準備が出来ていないのである。⁽¹⁰⁾

(1) 連盟の請願手続と連合の請願手続との主な相違点は、連合の場合には直接国連の機関に請願することが認められている

ルトである。連盟様式やなめらかに施政権者に請願するルトが要求された。Leland Goodrich, *The United Nations*, London, 1960, P.313

(3) M. F. Lindley, *The Acquisition and Government of Backward Territory in International Law*, N.Y.,

1926, P. 251
④ Decisions of the General Assembly, 1968, Apartheid and Racial Discrimination, published by the Unit-

ed Nations Office of Public Information など、國立館大學政経論叢第七号掲載の南アフリカと国連—アパルトヘイートの二書籍一を参照。

(5) Edward McWhinney, *International Law and World Revolution*, Leyden, 1967, p. 44.

会第四委員会の一七〇七回目の会合において、ポルトガルは完全に国際連合を無視して其の支配下にある領土において、
International Organization, summer 1968, p. 701 によれば、アルゼンチンのアバタ・メイエン・ヘンシン・トロは、

(7) The Special Committee on Colonialism の案が一般会議 General Assembly Resolution 1654 (xvi) として採択された。

国連におけるローテニア問題の取扱いによる International Organization, Autumn, 1967, p. 757 ff. : Summ

(9) 一九六九年七月十四日午前八時、西イーリアンがインドネシアに帰属するかどうかを決める最初の自由選択措置が東イー
er 1968, p. 649 ff.

リアンとの接点にあるメラウケ県ではじまった。このメラウケ県をふりだしに八行政区でこの選択措置が行なわれ、八月二日にジャヤプラで最後の「自由選択のための協議会」が行われ満場一致でインドネシア帰属を決定した。他の七地区も満場一致でインドネシア帰属を表明しているので、この日をもつて西イーリアンのインドネシア帰属が最終的に決定したことになる。スハルト・インドネシア大統領は八月十六日午後、国民議会で演説、かつてオランダの植民地だった西イー

Sydney D. Bailey, *The United Nations: A Short Political Guide*, Frederick A. Praeger, 1963. あくべの既往派がむやみやたらと独立を希望してゐる説ではない。母國を離れて半独立が理想だとする見説もあるので（一九七〇年三月三日朝日新聞），今後の国連の課題はやはり現地人の希望を合理的な立場でとらひながら法的な保護措置を与えてやることである。申すまでもなく、これは本篇において述べて来た国連の役割に対する付加的課題である。

植民地消滅過程における国際連合の役割（清水）